

第24期第35回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年6月9日(金)午前10時から午前10時45分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1903会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、瀧島規秀、田中大代、
西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一 計15名
- 4 欠席委員 本橋朋和 1名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第2～10号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第35回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田委員はオンラインでの出席になります。よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は本橋朋和委員です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、瀧島規秀委員と田中大代委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。
総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和5年4月28日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後、担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、インデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人にあたりますので、認定要件のうち、①都市農業機能発揮要件 ②地域との調和要件 ③全部効率利用要件 以上3つを満たす必要があります。

議案の4ページにお戻りください。4ページから7ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名および住所は記載のとおりです。

5ページをお願いします。

3 都市農地における耕作の事業の内容です。イ 露地野菜を栽培し、庭先やJA直売所での販売および飲食店に販売する。ロ の(1) 露地野菜を栽培し、収穫体験を実施する と記載されております。地域との調和について、申請者の役割として、従来生産している農作物を拡充し、生産する事を主体とする。収穫後の農産物の残さ、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、適切に整理、処理し除草に努める取組み。所有者の役割としまして、当該生産緑地において借主が適切に営農しているかの確認。周辺住民からの相談等の受付、対応を年間33日以上行うという記載になっております。

6ページをお願いします。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事予定日数は現状300日、賃借権等の設定後は330日となっております。II 選択項目です。申請者は、イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人にあたりますので、5-1、5-2および6の記載が必要となります。5-1 申請者が現に所有権並びに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。所有地は畑8,610㎡となっております。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付予定作物、作物別の作付面積です。畑で野菜を10,378㎡、果樹園1,400㎡となっております。先ほどの所有地8,610㎡に今回の賃借する農地を合わせて耕作をするという内容となっております。

7ページをお願いします。

(2) 大農機具 です。こちらはトラクター2台、耕うん機4台、マルチャー2台、それぞれ所有されております。(3) 農作業に従事する者 です。申請者ご本人は農作業歴が40年です。② 世帯員等その他常時雇用している労働力 です。こちらは家族が2名、それぞれ農作業経験は30年と6年となっております。③ 臨時雇用労働力 として、アルバイト、ボランティア等10名という記載になっております。④ 拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 は、徒歩3分です。6 周辺地域との関係です。周辺について一方向は宅地化されておりますが、反対方向の公園からボールが当該農地に入るなど、第三者の侵入が考えられる。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従いますとのことです。

8ページをお願いします。

8ページから9ページまでが農地賃貸借契約書です。別表1 土地その他の物件の目録等についてです。2筆合わせて、今回の貸借地3168㎡です。年間の賃料は記載のとおりです。

10ページをお願いします。

こちらが貸借地における営農計画です。借受人の営農状況です。1995年に就農。現在の営農状況は8610㎡で、施設と露地栽培及び果樹を栽培。庭先直売、JA直売所、飲食店への販売をしている。労働力は本人、妻、長男、援農ボランティア4名、アルバイト2名、福祉作業所派遣3名から4名という内容です。

下の段、借受地の計画をご覧ください。春夏産、秋冬産それぞれの野菜について記載があります。販売については、現在の庭先販売、JA直売所を、近隣飲食店や区内学校給食、収穫体験等に拡大をするというご計画となっております。

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 5月19日に、事務局2名と現地の確認に行ってきました。

貸借地の状況ですが、以前は植木、主に中低木を中心として育て、造園業者、材料屋に販売していたそうです。以前は植木畑でしたが、現在は全て抜根され、整地された状態にあります。一部、賃貸人が自家消費のために夏野菜を作付けしている場所もありました。以前が植木畑であったため、スギナの根が残る部分もありまして、そういうのを掘り起こしながら、除去していました。畑や土の状況を見ながら、計画している露地野菜を徐々に栽培していく予定ということです。

境界について、特に問題なく確認しております。先ほど事務局から報告のあったとおり、南側に公園と隣地になっており、一部ボール遊びができるスペースがあります。フェンスに囲まれています、ネットがなく、ボールが飛んできて以前から畑の方に入ることがあるそうです。子供がフェンスを乗り越えているということで危険であり、ネットで囲む等、区に対応してもらいたいということを強く要望しているところです。

賃借人は、自作地で多品目の露地野菜や、一部ハウスで、トマト等の作付けを行い、クリやミカン、ブルーベリー等、果実類も植えております。販売として自宅の直売所が主であり、JA直売所、飲食店への販売、マルシェなどの販売も行っております。物によって、サツマイモ、トマトなどの加工品の販売も手がけているとのこと。労働力は家族3名のほか、援農ボランティアやアルバイト、福祉作業場の派遣も数名ということです。調査当日もエダマメの作付けをやっておりましたが、福祉作業所の方が5名来ていました。トマト等の管理は家族でやっているのですが、収穫はアルバイトの方で行い、労働力の方は問題ないと思います。今回の貸借地について

も、今までの畑と同じように販売していく予定ということです。
賃貸人の1割従事の件ですが、一部、自家消費のために野菜を作付けしながら、貸借地に関わっていくということですので特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、宮本兼一委員をお願いします。

宮 本 兼 一 委 員 5月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの案件は相続発生後、初めての現地調査になります。畑の南側がご自宅になっており、自宅を通して畑にアクセスする形になっています。畑の東側は都県境になっておりまして、実際には大部分の畑が埼玉県に属しておりました。練馬区部分の畑はここだけとい

う形になっております。以前、植木の畑だったため、その名残として、シャクナゲが中心部分に1列植わっておりました。それ以外の部分はネギが栽培されており、販売先としては学校給食ということです。シャクナゲは商品価値が保たれた状態で栽培されています。境界についても確認しております。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮 本 兼 一 委 員 5月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は少量多品目の栽培になっておりまして、訪問時には、ブロッコリーやピーマン、ナス等が作付けされておりました。販売

については、近隣住民への販売・配布が6割、自家消費が4割となっているとのことです。境界についても問題ありません。よろしくお願いたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 5月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑はブドウ畑です。ネット等で囲まれた、よく管理された畑でした。植わっているのは、シャインマスカットやグロースクローネ、バイオレットキング等の品種になります。販売は予約制で、1週間ぐらい前に予約整理券を配り、一番いい時期に販売する形をとっておりました。かなり昔から人気のある販売となっております。

販売所は隣の住宅の一部に設けてあり、そこで販売している形です。
境界も問題ないです。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第5号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、田中大代委員には退席をお願いします。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員をお願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 5月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑の南側には、期日が違う納税猶予になった畑があり、今回の証明対象地と一団の畑となっています。畑の北側部分は体験農園になっております。109区画の農園になっております。その南側にハウスが数棟建っております。南側では露地野菜が作付けされており、エダマメやナス、スナップエンドウ等がありました。販売先は

自宅に直売所がありまして、コインロッカー形式の販売になっております。また、JA直売所や学校給食にも販売しているとのことです。境界に関しては、道路に面している部分は問題なく確認できました。隣の一団の畑の境には、杭が入っているわけではないですが、ポールを立てておりまして、隣の畑との境界もわかるようになっておりました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで、田中大代委員にはお戻りいただきます。

つぎに20ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠 田 政 巳 委 員 5月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、ニンニクやタマネギ、ナス等が作付けされており、

販売はJ A直売所とのことでした。境界は一部確認できないところがあったので、ポールなどで確認できるように明示をお願いしてきました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠 田 政 巳 委 員 5月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、中央に南北のハウスが1棟ありました。中にはミニトマトやナス、アオハグロ等が作付けされておりました。ハウスの周りの畑にはフキやミョウガ、サトイモ等の作付けがあり、販売の方はJ A直売所で販売しているそうです。その他、木が何本か植わっておりまして、サカキやウメ等が植えてありました。こちらは

シーズンになると枝を切って、市場で販売しているそうです。境界の方は確認できており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第8号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、井之口喜實夫委員には退席をお願ひします。事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、篠田政巳委員お願ひします。

篠 田 政 巳 委 員 5月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑ですが、こちらは自宅と隣接している畑で、キャベツやミョウガ、ホップ等を作付けしております。また、ビニールハウスが一棟あり、コマツナが作付けされておりました。(3)(4)(5)の畑は、全面キャベツを作付けされておりました。販売は、ほ

とんどが市場出荷ということです。境界についても全て確認できています。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで、井之口喜實夫委員にはお戻りいただきます。

つぎに26ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井口哲哉委員お願いします。

井 口 哲 哉 委 員 5月23日に事務局2名と現地確認行ってきました。

ここの畑はL型になっていますが、実際はほぼ四角の畑になっています。へこんだ部分とは、はっきりした境界がないので、棒で印をつけていただきました。他のところの境界は確認できました。南側が芝畑、北側が畑になっており、キャベツやサツマイモが作付けされていました。北側の道路沿いのフェンス隣の畑には、ライムギが

作付けされていまして。キャベツは市場に出荷しているそうです。サツマイモは全て、保育園や幼稚園向けに収穫体験で掘らせているそうです。芝畑もかなり綺麗に手入れされ、こちらは近所の欲しい方に販売するということでした。全体的に雑草もなく、綺麗な畑でした。特に問題はありません。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年5月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 5月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)と(2)の間に細い道路があるんですが、3年前に納税猶予の現地調査を行ったとき、砂利道で境界が全く確認出来ませんでした。総会では一度却下され、再調査を行った場所でした。今回確認

したところ、ご自分で道路にアスファルトを敷いて、区画整理をしておりました。(1)の畑はジグザグになっていますが、境界の杭を全てきっちりやっておりました。(2)の畑は全て、境界もきちんとなっておりました。(1)の畑には、カブやネギ、ジャガイモ等が作付けしており、(2)の畑には、ニンニクやサトイモ、ワサビナ等を作付けしておりました。(1)の畑では、タラの木がかなり大きくなっており、今後剪定していく予定です。販売は、自宅の横の直売所での販売と、ルッコラやワサビナ等は、近所の飲食店が買いに来ているということです。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、申請者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和5年5月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

（発言なし）

それでは、以上で第35回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人